

令和2年3月17日

保護者の皆様

東村山市教育委員会

### 小・中学校における校庭開放について

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、臨時休業においては、不要不急の外出を避け、基本的に自宅で過ごすようお願いしているところです。マスクの着用や手洗い・うがい等の徹底を引き続き図っていただくとともに、お子様に体調の変化があった場合は、学校に連絡するようお願いいたします。

なお、このことは、お子様の健康保持のために屋外で適度な運動等を行うことについて妨げるものではなく、感染を防止する対応を図りながら適切な行動をとっていただくことが重要であると捉えております。

このような状況を踏まえ、児童・生徒の健康保持の観点から運動する機会を確保するために、下記のとおり校庭開放を実施いたします。

#### 記

- 1 対 象 市立小・中学校に通う児童・生徒  
※中学校においては、第1学年及び2学年の生徒を対象とします。
- 2 会 場 在籍する市立小・中学校の校庭
- 3 日 時 小学校【令和2年3月18日（水）以降準備が整った学校から  
令和2年3月25日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く）】  
中学校【令和2年3月23日（月）から令和2年3月31日（火）まで  
（土曜日、日曜日及び修了式当日は除く）】  
※実施時刻は、各学校のホームページでご確認ください。  
開放時間は、概ね2時間程度といたします。
- 4 注意事項
  - ・発熱等、体調が優れない場合は、無理をさせず自宅で休養してください。
  - ・中学校においては、学校指定の体育着等で参加してください。
  - ・私物の用具は使用できません。
  - ・雨天時は実施いたしません。
  - ・各学校所定の方法で出席を確認します。
  - ・混雑の状況に応じ、濃厚接触を避けるため入場を制限する場合があります。
  - ・自転車は利用せず、歩いて登校してください。
- 5 小学校の「遊び場開放」について  
春季休業日以降（令和2年3月26日（木）から令和2年4月5日（日）までの期間）は、学校施設コミュニティ開放要領に基づき、小学校の校庭を利用した「遊び場開放」（日曜日を除く日。3月午前9時から午後4時、4月午前9時から午後5時）を実施します。  
その他のコミュニティ開放（スポーツ開放・教室開放・土曜開放）に

については、令和2年4月5日（日）まで中止とします。